



## 引っ越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

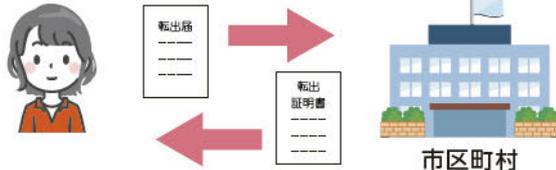
住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。進学や就職などで転出された方は、原則、現在住んでいる寮・アパートなどが住所地になります。

国民健康保険及び国民年金の資格の確認や選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。忘れずに手続きしましょう。

### 住民票の異動届（転出届、転入届、転居届等）の手続き方法

引っ越し前

転出届を提出し、転出証明書を受け取る



引っ越し後

転出証明書を添えて、転入届を提出する



- 転入届の手続きは転入した日から14日以内
- 同一の市区町村内で転居する場合は転居した日から14日以内に転居届を提出

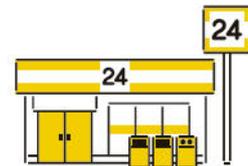
- マイナンバーカードをお持ちの方は必ずご持参ください。
- 転入手続き後、90日以内にマイナンバーカードの更新をしなければ失効になりますのでご注意ください。マイナンバーカード再発行になると、有料になる場合があります。

### 役場に来庁せずに手続きができます。

3月・4月は引っ越しの手続きなどで役場の窓口が混雑することが予想されますので、コンビニ交付などをご活用ください。

#### 来庁せずに行える手続き

証明書の発行…コンビニ交付サービス、郵送請求  
転出届の手続き…郵送申請、マイナポータル



#### ■コンビニ交付サービス

マイナンバーカード(事前に登録した4ケタの暗証番号)を利用して、コンビニで証明書などが取得できます。

- ・ 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、課税(非課税)証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し(本籍が恩納村で住所が他市町村の場合、利用者登録をする必要があります)

利用時間 6:30~23:00(土日・祝日も可)

#### ■郵便での請求、手続き

郵便により証明書などを申請することができます。交付までに時間がかかる場合がありますので、日数に余裕をもって申請してください。

#### ■マイナポータルからのオンラインでの転出手続き

マイナンバーカードをお持ちの方は、恩納村から恩納村外の市区町村(国外を除く)へ引っ越しをする時の手続き(転出届)について、オンラインで手続きを行うことができます。マイナンバーカードを利用してオンライン申請を行うことで、役場窓口に行かなくても転出手続きができます。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。



マイナポータル



郵便による  
証明書の請求方法

お問い合わせ: 村民課 ☎966-1205